

更正の請求書

受付印

管理番号

令和 年 月 日 (あて先) 長崎市長		所在地及び 電話番号		〒 () -											
		(ふりがな)													
		法人名													
		法人番号													
		(ふりがな)													
		代表者氏名													
地方税法 第20条の9の3 第321条の8の2 の規定により、次のとおり更正の請求をします。															
更正の請求の対象となる事業年度				年 月 日から				年 月 日まで							
摘 要				更正の請求前				更正の請求後							
課税標準等	課税標準となる法人税額 ①			,000円				,000円							
	分割基準(長崎市分の従業者数/全従業者数) ②			人/ 人				人/ 人							
	分割法人における課税標準となる法人税額 ③			,000円				,000円							
税額等	法人税割額(①または③×8.4/100) ④			円				円							
	外国の法人税等の控除額 ⑤			円				円							
	仮装経理に基づく法人税割額の控除額 ⑥			円				円							
	差引法人税割額 (④ - ⑤ - ⑥) ⑦			00円				00円							
	租税条約の実施に係る法人税割額の控除額 ⑧			円				円							
	納付すべき法人税割額 (⑦ - ⑧) ⑨			00円				00円							
	納付すべき均等割額 ⑩			月		00円		月		00円					
市民税額 (⑨ + ⑩) ⑪			00円				⑫		00円						
この請求により還付される市民税額 (⑪ - ⑫) ⑬				円											
地方税法第20条の9の3第1項の更正の請求の場合				法定納期限				年 月 日							
地方税法第20条の9の3第2項の更正の請求の場合				第1号の判決等の確定日				年 月 日							
				第2号の更正・決定等のあった日				年 月 日							
				第3号の政令で定める理由の生じた日				年 月 日							
地方税法第321条の8の2の更正の請求の場合				国の税務官署の更正の通知日				年 月 日							
更正の請求をする理由及び請求をするに至った 事情の詳細その他参考となるべき事項															
連結親法人の本店所在地 及び電話番号				〒 () -											
(ふりがな) 連結親法人の名称及び法人番号															
				法人番号											
還付を受けようとする 金融機関及び支払方法		銀行 支店		口座番号 (普通・当座)		関与税理士 署 名									

※ 法人税の更正または決定の場合は、その更正または決定通知書の写し、その他の場合は事実を証する書類の写しを添付してください。